

藤沢市藤沢駅前広場条例の制定について
藤沢市藤沢駅前広場条例を次のように定める。

2020年（令和2年）6月8日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市藤沢駅前広場条例

（目的及び設置）

第1条 本市の都心部であり、藤沢・湘南の玄関口でもある藤沢駅街区を、市民等の憩い、賑わい、交流の場とすることにより、藤沢駅周辺及び本市の魅力を発信し、もって本市の付加価値を高めるため、藤沢市藤沢駅前広場（以下「広場」という。）を設置する。

（位置）

第2条 広場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
サンパール広場	藤沢市藤沢552番6
サンパレット広場	藤沢市藤沢460番5

（利用）

第3条 広場は、第5条の規定により使用を許可した場合及び管理上必要がある場合を除き、広く一般に開放するものとする。

（行為の禁止）

第4条 広場においては、次に掲げる行為（第8号から第15号までに掲げる行為にあつては歩行者の往来に相当の影響を与えるおそれがなく、かつ、営利を目的としたものとは認められないものを除く。）をしてはならない。ただし、第8号から第15号までに掲げる行為については、次条の規定による許可を得て行う場合

にあつては、この限りでない。

- (1) 施設、設備等を毀損し、又は汚損すること。
- (2) 火災、爆発その他の危険を生ずるおそれのある行為
- (3) 暴力を用い、その他利用者の迷惑となる行為
- (4) ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は悪臭を発生させること。
- (5) 樹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (6) 歩行者動線上に施設、物品等を設置することその他歩行者の妨げとなること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が広場の管理運営上特に必要があると認めて禁止する行為
- (8) 興行、展示会、集会、その他これらに類する行為
- (9) 営利を目的として物品を販売し、若しくは販売させ、又は金品の寄附募集等の行為を行い、若しくは行わせること。
- (10) 広告物又はこれに類する物を表示し、配布し、又は散布すること。
- (11) 業として写真、映画等を撮影すること。
- (12) 火気を使用すること。
- (13) 球戯、スケートボード、ローラースケートその他これらに類する行為
- (14) 施設、物品等を設置し、又は放置すること。
- (15) 車両を乗り入れること。

(使用の許可等)

第5条 広場の一部を独占して使用しようとする者は、あらかじめ指定管理者（第12条に規定する市長が指定するものをいう。以下同じ。）の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定による許可（以下「使用許可」という。）をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認める場合
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団関係者」という。）又は役員に暴力団関係者がいる法人その他の団体による利用である場合

(3) 藤沢市暴力団排除条例（平成23年藤沢市条例第18号）第9条に規定する暴力団の利益となる場合

(4) その他広場の管理運営上支障があると認める場合

3 指定管理者は、広場の管理運営上必要があると認めるときは、その使用許可に条件を付けることができる。

4 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が使用許可に付した条件に違反したとき。

(2) 使用者が第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(4) 工事その他の広場の管理上やむを得ない理由が生じたとき。

5 指定管理者は、前項第1号から第3号までの規定に該当し、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、その責任を負わない。

6 使用者は、使用許可を受けた目的以外に広場を使用し、又はその使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

7 使用者は、広場の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（使用許可事項の変更）

第6条 使用者は、使用許可を受けた事項を変更しようとするときは、指定管理者の許可を受けなければならない。

（利用料金）

第7条 使用者は、施設等の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者が指定する期日までに、支払わなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第8条 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除

することができる。

(既納の利用料金の不返還)

第9条 既納の利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、その全部又は一部を返還することができる。

(原状回復)

第10条 使用者は、その使用を終わったとき、又は第5条第4項の規定により使用の許可を取り消され、若しくはその使用を停止されたときは、自己の費用をもって直ちに原状に回復し、指定管理者に引き渡さなければならない。

2 使用者が前項に定める義務を履行しないときは、指定管理者がこれを代行し、その費用を使用者から徴収するものとする。

(損害賠償)

第11条 使用者は、その使用により広場の設備又は施設等を毀損し、又は亡失したときは、これに相当する額を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第12条 広場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第13条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第1条に規定する目的に寄与する、広場において実施する事業に関する業務
- (2) 広場の維持管理に関する業務
- (3) 広場の使用許可及びその取消しに関する業務

(指定管理者の指定等)

第14条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による広場の使用に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表第1 (第7条関係)

場所	使用区分	単位	金額	
			平日	休日等
サンパール広場	全面	1日	196,800円	442,800円
ガーデンパーク	全面	1日	16,000円	36,000円
	半面	1日	8,000円	18,000円
ガーデンテラス	全面	1日	12,000円	27,000円
待ち合わせ広場	全面	1日	12,000円	27,000円
上記以外の部分		1㎡	80円 (非営利の利用に あつては40円)	180円 (非営利の利用に あつては90円)
サンパレット広場	全面	1日	49,600円	111,600円

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市藤沢駅前広場の供用を開始する必要による。